

Power of humanity (人道は限りない力)

第 33 回赤十字・赤新月国際会議

ジュネーブ (スイス)

2019 年 12 月 9~12 日

第 33 回赤十字・赤新月国際会議

ジュネーブ (スイス)

2019 年 12 月 9~12 日

個人データ保護との関連を含むプライバシー尊重を伴う離散家族支援

(Restoring Family Links)

決議

決議

個人データ保護との関連を含むプライバシー尊重と離散家族支援（Restoring Family Links）

第 33 回赤十字・赤新月国際会議は、

さまざまな原因がある中でとりわけ武力紛争、災害などの緊急事態、移住に関わる場合も含めた強制退去、移住者の密輸、人身売買、移民になってしまう過程で家族が離散したり行方不明になる方の数が多いことや、人々が行方不明になるのを防ぐ手段や行方不明者の安否と所在を突き止める手段が十分でないこと、遺体の多くは身元が判明しないこと、そして、最愛の人の安否や所在がわからない家族たちの苦しみを憂慮し、

離散家族支援（RFL）のために、各国政府と国際赤十字・赤新月運動（運動）の間で長年にわたり協力関係が保たれてきたことを想起し、

また、行方不明者の安否と所在を突き止めることの重要性、離散した家族が再び連絡が取れるよう、また連絡手段が維持されるようにすることの重要性、ならびに、とくに家族がその親族の安否を知る権利など、その他の国際的責務を想起し、

さらに、1949 年ジュネーブ諸条約、1977 年追加議定書、国際赤十字・赤新月運動憲章、ならびに、赤十字・赤新月国際会議（国際会議）の決議に基づく赤十字国際委員会（ICRC）の使命を想起するとともに、それに関連して、第 24 回国際会議で採択された報告書において定義された、各国赤十字社・赤新月社と各国政府の調整役であり技術顧問としての役割を含む ICRC 中央安否調査局の存在を想起し、

さらに、1949 年ジュネーブ諸条約、その 1977 年追加議定書、国際赤十字・赤新月社運動憲章、および、第 30 回会議第 2 決議や第 31 回会議第 4 決議などの赤十字・赤新月国際会議の決議に示されている、人道分野において政府の補完的役割を担う各国赤十字社・赤新月社の使命を想起し、

さらに、2007 年代表者会議第 4 決議で離散家族支援（Restoring Family Links）戦略（2008-2018）が採択されたことを想起し、

さらに、個人データの保護はプライバシーに密接に関連していること、ならびに、個人データの処理は RFL サービスにとって不可欠な部分であり、運動構成組織がその使命を全うす

るために必要なものであることを想起し、

受益者にとって自身の個人データの取り扱いにおいてすべての運動構成組織が信頼に足る存在であり、実際に受益者に関するデータが保護されていることが重要であることを認識し、

ICRC と国際赤十字・赤新月社連盟、および、そこで働く職員と代表者には、それぞれの使命を運動の基本原則である中立性・公平性・独立性に則って行使できるように、妥当な範囲で特権や免責が与えられていることを想起し、

人道上の目的で収集された個人データを、当局がそれ以外の目的で利用するために、人道組織に圧力をかけ提供を迫る可能性のあることを憂慮し、

1. 各国政府に対して、法的枠組みに沿って、人々が行方不明になるのを防ぎ、行方不明者の安否と所在を突き止め、離散家族が再び連絡がとれるように、また再会できるように支援し、可能な限り家族と離ればなれにならないよう求めるとともに、男性・女性、こども、とくに障碍者などを含む弱い立場にある人々を保護する措置を検討するよう働きかける。
2. 各国政府に対して、該当する国際的責務を果たすべく、武力紛争や災害などの緊急事態の結果として、また、移民化する過程で命を落とした人々をその尊厳を損なわないよう処遇するとともに、法的枠組みに従ってデータを集中管理および分析することで、死亡者の身元を明らかにしてその家族に報告するためにあらゆる措置を講じるよう要請し、その過程を ICRC が法医学的専門知識によって支援することを歓迎する。
3. 赤十字社・赤新月運動構成組織（以下・運動構成組織）に対して、その使命と運動の基本原則が許す範囲で各国政府と密接に協力するよう求めるとともに、各国政府に対しては、人道分野において政府の補完的役割を担う各国赤十字社・赤新月社が提供するサービスを活用して行方不明者の安否と所在を突き止め、移民化する過程も含めて、家族同士が連絡を確立・回復・維持できるよう求める。
4. 2019 年代表者会議の第 6 決議において運動が離散家族支援（Restoring Family Links）戦略 2020-2025 を採択したことに留意し、各国政府に対して、RFL に関する運動構成組織が提供する RFL を、とくに以下のような形で必要に応じて今後も継続的に支援するよう働きかける。
 - a. 自国の赤十字社・赤新月社が RFL を実施している場合、その特別な役割を再確認し、それを評価する。
 - b. 資金提供などを通じて、各国赤十字社・赤新月社の能力を強化する。

- c. その国の総合的災害リスク管理に関する法律・政策・計画の中で、各国赤十字社・赤新月社が明確に定義された役割を担えるようにする。
 - d. 離散家族が家族のつながりを回復・維持するのを助ける連絡役となるために、運動構成組織とのパートナーシップを検討して確立する。
 - e. RFL を必要としている人々のいる場所に運動構成組織が立ち入ることを許可する。
 - f. 行方不明者の安否と所在を突き止めるために必要な場合は、RFL に関連する個人データを運動構成組織が利用できるようにし、運動構成組織から問い合わせがあればそれに答えて、運動構成組織の使命と国・地域・国際レベルの法的枠組みに従って運動構成組織に協力する。
5. 運動はデータ保護に関する離散家族支援（Restoring Family Links）行動規範に規定されている枠組みの下で個人データを保有していることを再度確認する。
 6. 行方不明や家族離散の場合、当事者の同意を得ることが困難であり、多くは不可能であること、それゆえ、運動構成組織はデータ保護に関する離散家族支援（Restoring Family Links）行動規範第 2.2 項に示されているような個人データを処理するための別の正当な根拠、例えば公益性、重大な利益、法律上の義務といった重要な理由に依拠していく必要があることを認める。
 7. 個人データの処理に関するリスクに対して十分な対策を実施するよう運動が積極的に取り組んでいることを評価し、運動が今後もデータ処理の効果を高めていくよう奨励する。
 8. データの悪用は、個人データ保護に関する義務など、国・地域・国際レベルの法的枠組みで規定されているプライバシーに関する義務違反を招きかねず、RFL サービスの受益者に深刻な影響を及ぼして、受益者の安全のみならず人道活動全体に害を及ぼしかねないことを認識する。
 9. また、RFL サービスの提供という特定の目的で個人データを運動構成組織間で処理して転送することに対しては、離散家族支援（Restoring Family Links）のデータ保護に関する行動規範、関連する各種国際人道法（IHL）ならびに国際赤十字・赤新月社運動憲章に沿う形で、可能な限り制限が課せられないようにすることが最も重要であることを認識する。
 10. さらに、RFL サービスを実施するにあたって運動構成組織が個人データに対して収集や保有など何らかの処理をする際にはつねに、その人道上の使命に合致する目的でのみおこなわなければならないことを認識するとともに、各国政府に対しては、国際赤十字・赤新月社運動憲章第 2 条および第 3 条に沿って運動が個人データを処理する人道的目的を尊重するよう求める。
 11. 運動がおこなう活動の人道的性質に適合しない目的で、あるいは、運動が奉仕する対象である人々の信頼や RFL サービスの独立性・公平性・中立性を損なうような形で個人データが要求されたり利用されたりすることができないように、運動規約第 2 条（第 5 項を

含む）に従って、各国政府と運動が協力することを強く要請する。

12. 運動のデータ保護に関する離散家族支援（Restoring Family Links）行動規範を、個人データを保護する上での適切な基盤として承認する。
13. 運動に対して、データ保護に関する離散家族支援（Restoring Family Links）行動規範を定期的に再検討し更新していくよう要請するとともに、各国政府に対して、運動構成組織が同行動規範を履行するのを支援するよう要請する。